

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年1月20日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、(仮称)液化水素サプライチェーン 川崎 LH₂ ターミナル計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し(以下「条例準備書」)の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	日本水素エネルギー株式会社 代表取締役社長 原田 英一
	名 称	(仮称) 液化水素サプライチェーン 川崎 LH ₂ ターミナル計画
	種 類	工場又は事業所の新設(第3種行為)
	実施区域	神奈川県川崎市川崎区扇島8
	目 的	液化水素サプライチェーンの実証のための受入基地(貯蔵タンク等)の建設及び運用
	内 容	ガス供給業 区域面積: 約183,167 m ² 建築面積: 5,821 m ² 排水量: 0 m ³ /日(日平均) 燃料使用量: 0kL/h
	施行期間	令和7年5月～令和12年1月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年1月20日(月)から令和7年3月5日(水)まで
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所(12階)・田島支所(仮庁舎)・大師支所(仮庁舎2階) 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ■環境局環境評価課(市役所本庁舎20階) 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日(1月20日)は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話: 044-200-2156 ファクス: 044-200-3921 Email: 30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、メールでは受け付けていませんので御注意ください。

関係地域の範囲

区 域	関係町丁名
川崎区	扇島、東扇島、水江町、池上町、池上新町3丁目、塩浜3丁目、夜光2丁目、夜光3丁目 (上記の全域または一部)

